

国土審議会第3回山村振興対策分科会

令和4年10月12日(水)

【佐藤地方振興課長】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、国土審議会山村振興対策分科会の開催をさせていただきます。

本日、山村振興対策分科会の委員及び特別委員、総数11名のうち、定足数でございます半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから開催させていただきます。

私は事務局をお預かりしております、国土交通省国土政策局、地方振興課長の佐藤でございます。議事に入るまでの間、この会議の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

当山村振興対策分科会は、国土審議会の下に置かれた分科会でございます。皆様方には、御多忙の中本日の会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議の冒頭につき、本日の会議の公開と本分科会に関する手続について申し上げます。

分科会運営規則の規定によりまして、本会議の議事は公開とした上で、議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた後に、会議資料とともに国土交通省ホームページにおいて公開いたしますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

本日は平成27年2月以来の開催となります。まず、委員、特別委員の改選もございましたので、議事に先立ちまして、委員及び特別委員の皆様方を御紹介させていただきます。

まず、委員の皆様から御紹介させていただきます。

分科会長の小田切徳美委員でございます。

【小田切分科会長】 明治大学の小田切でございます。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 沼尾波子委員でございます。

【沼尾委員】 東洋大学の沼尾でございます。よろしくお願い申し上げます。

【佐藤地方振興課長】 次に、特別委員の皆様を御紹介いたします。

小谷あゆみ特別委員でございます。

【小谷特別委員】 小谷です。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 本日はオンラインでの御参加となります、佐藤宣子特別委員で

ございます。

続けさせていただきます。玉沖仁美特別委員でございます。

【玉沖特別委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 濱田健司特別委員でございます。

【濱田（健）特別委員】 東海大学の濱田です。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 濱田省司特別委員でございます。

【濱田（省）特別委員】 高知県知事の濱田でございます。よろしくお願いいたします。
す。

【佐藤地方振興課長】 宮林茂幸特別委員でございます。

【宮林特別委員】 東京農業大学客員の宮林でございます。よろしくお願いいたします。
す。

【佐藤地方振興課長】 山本美穂特別委員でございます。

【山本特別委員】 宇都宮大学の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 なお、竹谷賢一特別委員、山崎結子特別委員におかれましては、本日は御都合により欠席との御連絡をいただいております。

以上、委員及び特別委員の皆様を御紹介いたしました。皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、国土交通省からの出席者につきまして、御紹介をさせていただきます。

【佐藤特別委員】 九州大学の佐藤ですけれども、すみません。先ほど音声が聞こえなかったもので、御挨拶遅れました。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 本日はオンラインでの御参加となります、佐藤宣子特別委員でございます。ありがとうございました。

では、次に国土交通省からの出席者につきまして、御紹介をさせていただきます。

木村国土政策局長でございます。

【木村国土政策局長】 木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 吉田大臣官房審議官でございます。

【吉田審議官】 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 さらに本分科会には、山村振興対策の取りまとめ窓口である農林水産省、山村振興法の共管省であります総務省からも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

農林水産省の青山農村振興局長でございます。

【青山農村振興局長】 農村振興局長の青山でございます。よろしくお願いいたしますませ。

【佐藤地方振興課長】 富田地域振興課長でございます。

【富田地域振興課長】 富田でございます。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 林野庁の小坂森林整備部長でございます。

【小坂森林整備部長】 林野庁の小坂でございます。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 川村森林利用課長でございます。

【川村森林利用課長】 川村でございます。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課の佐藤ブロードバンド整備推進室長でございます。

【佐藤ブロードバンド整備推進室長】 佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 それでは、引き続きまして、木村国土政策局長から御挨拶を申し上げます。

【木村国土政策局長】 皆さん、おはようございます。国土政策局長、木村でございます。本日は御多忙の折、当審議会分科会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

最近こういう審議会も委員会も、私幾つかやっておりますけれども、リモート開催というのが多くて、現場に誰もいないというパターンが多いんですが、今日は多くの委員の方々に御出席いただきまして、感謝申し上げます。

山村振興法につきましては、昭和40年に議員立法でできておりますけれども、それ以来、特に農林水産省を中心に、総務省あるいは国交省、他省庁含めて、いろいろな取組を進めてきているところであります。

山村の現状につきましては、今日農林水産省さんから恐らく詳しい説明があると思っておりますけれども、我々国交省としては国土政策を所管しております、今分科会長にも御協力いただいているんですが、この国土審議会の計画部会というところで、新しい国土形成計画の策定手続を昨年からはスタートさせまして、来年の夏に向けて、今、議論を進めているところでございます。ちょっと今日簡単に、最後御紹介させていただければと思います。

今の内閣の筆頭の課題は、新しい資本主義とデジタル田園都市国家構想でございまし

て、特にデジタル田園都市国家構想というのは地域に非常に関係してくる政策でありまして、そういった構想、特に田園都市国家構想というのは皆様御案内かと思えますけれども、昭和50年代に大平総理が提唱した構想でございますが、都市に田園のゆとりを、田園に都市の活力をと、そういうスローガンの政策でございますので、特に田園、あるいは山村といった、そういう地方が元気になるような政策を我々としても考えていきたいと思っております。

また、分科会そのものは、かなり数年ぶりの開催だというふうに今日伺っております。この間足元では、コロナで随分国民の生活なり、あるいは経済活動なり、変わってきていると思えますし、デジタル化が急速に進んで、これも国民の生活、あるいは地域の暮らしにとっても大きな影響のある課題だと思っております。併せて、例えば災害がここ数年非常に甚大化してきていると。あるいは気候変動で、カーボンニュートラルというのも新しい政府の政策課題になってきておりますし、昨今の国際情勢を見ますと、エネルギーとか食料の安定供給というのも大きな課題になってきております。これ全部山村振興に関係してきているテーマだと思っておりますので、今日は久しぶりの開催ということもあり、皆さんから忌憚ない御意見を伺って、また我々の行政に生かしていきたいとw考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 ありがとうございます。

続きまして、山村振興対策の取りまとめ窓口でございます農林水産省、青山農村振興局長から御挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【青山農村振興局長】 農村振興局長の青山でございます。今、木村局長のほうからしつかりとした御挨拶がありましたので、私のほうから簡単にちょっと御挨拶させていただきたいと思えます。

日頃から委員の皆様方におかれましては、山村振興対策、農林水産政策等に当たりまして、多大なる御理解と御協力をいただいておりますこと、この場をお借りして感謝申し上げます。

山村と申しますのは、国土面積の5割、森林面積の6割を占めるということで、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等、多面にわたる機能を有しているところでございます。山村の振興は国民にとっての課題でございます。山村振興法の理念に基づきまして、私ども国としても関係省庁が連携しまして、都道府県、市町村の皆さんとともに、その振興に当たってきたところでございます。

この後山村の現状と、前回の法改正以降、先ほど木村局長からもございました、平成27年以降のことということで、随分間が空いているわけでございますけれども、担当から御説明申し上げまして、委員の皆様方には、今後の山村振興対策の在り方ですとか、今後の方向性について、専門の立場から忌憚のない御意見をいただければと思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

【佐藤地方振興課長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。1枚目に議事次第がございまして、また座席表がございまして、それ以外に、資料1で分科会委員名簿、資料2、山村をめぐる状況、資料3、国土形成計画中間取りまとめ概要、それから最適土地利用対策の取組イメージという1枚の紙がございまして、また、本日は濱田省司特別委員より資料を頂いております。高知県の中山間地域の現状と対策でございまして、そのほか、参考資料1の分科会運営規則、参考資料2として関係法令集をつけてございまして、不足等ございましたら、挙手してお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これから議事に入らせていただきます。これ以降の議事運営につきましては、小田切分科会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【小田切分科会長】 承知いたしました。小田切でございまして、どうぞよろしくお願ひいたします。皆様方の御協力を賜りながら、円滑に進めてみたいと思ひます。

オンラインの佐藤委員、聞こえますか。

【佐藤特別委員】 はい、聞こえます。よろしくお願ひいたします。

【小田切分科会長】 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進める前に、委員等の改選により空席となりました分科会会長代理を指名する必要があります。私といたしましては、誠に僭越ではございますが、森林林業及び山村地域に関する幅広い御見識をお持ちの宮林委員、私にとっての大先輩でございまして、宮林先生に分科会代理をお願いしたいと思ひます。

宮林先生、いかがでしょうか。

【宮林特別委員】 はい。微力ながらお手伝いさせていただきます。

【小田切分科会長】 はい。それでは、宮林委員を分科会代理にお願いすることとしたいと思ひます。

それでは、今日の主な議題であります、山村をめぐる状況に移りたいと思ひます。これ

は4人の方々が御説明いただくこととなりますが、一番最初、富田課長からでしょうか。よろしく願いいたします。

【富田地域振興課長】 よろしく願いいたします。農水省の富田でございます。座って説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料の2ということで、山村をめぐる状況ということでございます。平成27年に山村振興法改正、延長させていただいているんですけれども、その後いろいろな状況、それから農水省が、関係省庁も含めて、こういう政策をやっていますということを今日は御紹介させていただきたいと思っております。

まず、資料をおめくりいただきまして、山村の現状でございます。山村というのは山村振興法に基づいて指定されるものでございます。後ほど9ページのほうで出てまいりますけれども、林野率でありますとか、人口密度、そういう基準がございまして、それで指定されるということでございます。その振興山村を有する市町村の数というのは、全国で734、全市町村数の43%というふうになっています。この振興山村というのは、この地図を見ていただきますように、国土の脊梁地帯を中心に位置しておりまして、広大な森林と豊かな自然環境を有しているということで、全国の林野面積の61%、さらに耕地面積の21%を占めておりますが、これを何と総人口の2%で支えているというような、非常に貴重なおところでございます。振興山村の総面積でございますが、下の表にありますように47%という中で、土地利用の状況につきましては、林野面積が85%、耕地面積は4%というような状況になってございます。

次のページでございます。山村の果たす役割ということで、こちら多面的機能の観点から申し上げますと、山村につきましては、下のイメージ図にございますように、やはり土砂災害の防止でありますとか、洪水の防止といった国土の保全、さらには水源涵養、自然環境の保全など、多面にわたる機能を有しているということで、こういった機能につきましては、その山村における農業生産活動でありますとか、森林整備等を通じて発揮されるというものでございまして、山村というのは、農林水産業の発展のみならず、国民生活、それから国民経済の安定に寄与する重要な役割を果たしているというふうなことが言えると思っております。

3ページでございます。山村の実情でございます。ここから少しデータで今の現状をお話ししたいと思うんですけれども、まず人口でございますが、左のグラフにございますように、2010年からの10年間で見ますと、振興山村市町村で7%減少しているという

ことで、全国では1%の減少なんですけれども、振興山村市町村では7%の減少と。グラフで見ますと、青の実線が全国です。それから赤の実線が振興山村市町村でございますけれども、この振興山村市町村、ちょっと補足いたしますと、米印にありますように、全域が山村であるという市町村と、それから一部、旧市町村単位で指定されてございますので、一部が山村である市町村、これ合わせての数字がこの赤の実線。さらに破線が下にございますが、これが全地域が山村に指定されている、全部山村と我々呼ぶんですけれども、そのグラフを点線、破線で記しているということでございますので、またその差が明らかに分かっていただけるのではないかと思います。それから高齢者の割合ですけれども、こちら2020年における65歳以上の方の割合というのは、振興山村市町村で31%ということで、全国平均28%を上回っているということで、他地域に先駆けて高齢化が進んでいるという状況でございます。

4ページでございます。次は就業人口でございます。就業人口につきましては、こちら2010年からの10年間で、振興山村市町村では4%の減少、ちなみに全部山村では13%の減少ということで、対して全国では3%の減少ということでございますので、全国に比べて減少が進んでいる。さらに、部門別の就業状況というのを見てみますと、振興山村市町村では、やはり全国と比較して第1次産業の割合が高いということで、そういった中で平均の所得ですけれども、右下のグラフにありますように、全国よりもやはり低い状況が続いているということございまして、その差というものは変わっていないということで、全国を100とした場合には振興山村市町村は90%の水準というふうな状況になっているところでございます。

5ページ目でございます。今度は生活環境の整備状況でございますけれども、道路と下水処理施設について代表的に示してございます。道路の整備につきましては、全国、振興山村市町村、ほぼ同等の伸び率で進展しているということで、また、主要道路の舗装率も97%ということで、全国とほぼ同じぐらいの一定の水準に達している。一方下水処理施設の整備でございますけれども、これはし尿の水洗化率を見てみますと、全国の差につきましては、2000年から見てこの推移のグラフを見ると、少しずつやはり縮まっているということございまして、振興山村市町村でも93%、全部山村でも79%ということで、少しずつ上がってきているということでございます。

6ページでございます。次は教育機関や医療機関の状況でございます。まず、学校の数なんですけれども、学校の数はやはり一貫して減少してございまして、2010年からの

11年間で振興山村市町村の場合、小学校は18%減少しているということで、全国が12%減少ですので、減少が進んでいると。さらに中学校につきましても10%減少ということで、また見ていただくと、全部山村ではさらに減少幅が大きいという状況になってございます。それから病院・診療所の数につきましては、これをちょっと人口当たりで見ますと、全国を100としたときに振興山村市町村は97%の水準ということなんですけれども、これを全部山村で見ますと65%の水準ということで、非常に低い値ということが言えるかなと思います。

次に7ページでございます。市町村のいろいろな財政的な状況だとかを記してございますけれども、財政力指数でございますが、振興山村市町村では平均で0.38、全部山村ですと0.24ということで、全国平均の0.51を下回って厳しい財政状況と。その中で市町村の職員数ですけれども、こちらも面積当たりで見ますと、振興山村市町村の場合、全国の51%の水準ということでございまして、少ない職員で守っていただいているという状況なのかなと思います。

続きまして8ページ以降は、山村振興法のこれまでの経緯でありますとかを御紹介しているものでございます。8ページのほう見ていただきますと、山村振興法のこれまでの改正などの歩みが記されているところでございますが、先ほどちょっと御紹介ありましたように、山村振興法は昭和40年に議員立法で制定されてございますけれども、その背景として、やはり戦後経済の発展というものがあまして、山村奥地に焦点を当てて、しっかり産業基盤ですとか、生活環境の格差是正を図っていこうということで制定された法律ということで、10年間の時限立法として制定され、その後10年に一度改正、延長をしてきたということでございます。

9ページのほう見ていただきまして、現在の山村振興法の概要を御紹介しているものでございます。山村振興法の目的でございますが、そこに書いてございますように、国土の保全、水源涵養、自然環境保全などに重要な役割を担っているということで、そういったところで経済力をつけて、住民の福祉の向上、人口減少防止を図ろう、さらに併せて地域格差の是正ということで、こういったものを図っていこうというのが目的になってございます。このため従来より、右の絵のほうに、図のほうにございますけれども、例えばその具体的な措置として、山村振興に必要な事業の補助率のアップでありますとか、採択基準の緩和というものが、法律に基づき実施されているということ、さらにその山村地域の中にある基幹的な道路、例えば市町村道だとか、農道、林道、これを市町村役場ではなく

て、都道府県が代行してできると。整備ができるというような制度が措置されているというところでございます。

次、概要というところでございますが、山村の定義につきましては、この第2条というところに位置づけられてございまして、林野率と人口密度ということで基準が定められているというところでございます。次の青い字のところ、こちらは平成27年に新たに追記になった部分でございまして、山村振興の基本理念というものが位置づけられてございます。さらに一番下の丸でございまして、山村振興計画ということで、都道府県がつくる基本方針に即して市町村が作成するということになってございますけれども、この山村振興計画に基づいて、助成措置でありますとか、特例措置などの適用がされているというところなんです。これはちょっと後ほど、また詳しく御説明したいと思います。

10ページでございまして。平成27年の法改正で、こういった方向性で改正されたかということでございます。大きく2つの内容が挙げられまして、1つが一番上に書いてありますように、まず山村振興に関する基本理念を規定しましょうと。それから2つ目が、その理念に基づいて、産業促進等を図るための交付金制度などを創設しましょうということで、下にちょっと枠を設けてございまして、まず基本理念としては2つ掲げてございまして。山村の有する、先ほど申しました多面にわたる機能、こちらが十分に発揮されるように、そして国民が将来にわたってこれらの恵沢を享受することができるように、森林等の保全を図ろうということ。それから2つ目が、山村における産業基盤、生活環境の整備を図るということと、それから就業機会の創出、住民の福祉向上等を通じた地域社会を形成する、さらに地域間交流を促進しようという、そういった山村における定住の促進を図るということを旨にして行うということ、基本理念として掲げたということでございます。

その中で2つ右側にありますが、具体的な措置として、山村振興計画の規定の中で、産業振興施策促進事項というのを設けることにいたしまして、こちら「記載することができる」ものでございますが、記載した場合に税制の特例などを措置するというようなものでございます。それから2つ目の枠でございまして、こちらは山村振興計画の中で、地域資源の活用による特産物の生産の育成等に関する取組をするということ、位置づけた場合に、その交付金を措置しましょうということになってございます。左下のオレンジの枠でございまして、こういった山村振興計画に基づく、その具体的な措置として、具体的に地域や事業者への支援をしようということで、山村活性化支援交付金というものが新たに平

成27年に創設された。さらに税制の特例ということで、企業さん、中小企業者さんが工業用の機械等を導入した場合の割増償却の制度を設けたということでございます。ただ、この2点目の税制特例につきましては、令和3年の3月をもって廃止となっておりますが、こういった措置をもって、地域の産業振興でありますとか、所得と雇用の確保を図り、もって定住促進を進めていこうという、そういった狙いだったということでございます。

11ページのほう見ていただきまして、山村振興の、山村振興法の今の活用状況というか、実施状況を御紹介してございます。まず、都道府県が作成する山村振興基本方針でございますけれども、こちらにつきましては、47の都道府県のうち44都道府県で基本方針が作成されております。ちなみに残りの3つは大阪、長崎、沖縄でございますけれども、こちらは振興山村の指定がないということで、44都道府県が作成していただいていると。その中で山村振興計画というものを作成した市町村でございますけれども、平成17年に、それより前は都道府県がこの計画を作っていたのですが、平成17年から作成主体がより現場に近いということで、市町村のほうになったということで、その17年以降集計いたしますと、480の市町村が作成をしていただいていると。さらに山村活性化支援交付金、平成27年からの支援措置につきましては、約250の地区がこの交付金を活用して、いろいろな商品開発に取り組んでいただいているということでございます。それから右側の、基幹的な市町村道等の整備の都道府県の代行制度につきましては、こちらも平成27年以降で記してございますけれども、毎年30から40の実施、活用がされてございまして、特に、やはり林道、こちらにつきましては、市町村に代わって都道府県が新設や改築をやっていただいているということでございます。

12ページでございますが、産業振興、計画の中の平成27年の新たな位置づけとして、産業振興施策促進事項というものを記載することができるとしたわけですが、この促進事項の記載、作成状況につきましては、62の計画の中で産業振興促進事項が作成されております。ただ、この税制の措置でございます、例えば工業機械等に係る割増償却でありますとか、それから林業・木材産業改善資金の償還期間の延長でありますとか、それから補助金の交付財産を転用して目的外に使用する場合に、そういったときの手続をその計画に記載することで簡素化しようというような措置を設けたのでございますが、こちらは利用がなかったということです。また、割増償却については令和2年度限りで廃止というふうになってございます。一方、右側にあります地方税の不均一課税に伴う減収補填

措置、こちらにつきましても、中小企業者さんが固定資産なんかを取得した場合に、その固定資産税の軽減措置を市町村が講じた場合に、その税の減収分のうち一定の額を地方財政措置で補填しようという措置でございますが、こちらにつきましても利用が1件ということで、2018年度、2020年度1件ずつということで、こちらにも利用がなかなか進まなかったということで、令和2年度限りで廃止になったというところでございます。

13ページ以降でございますが、こちらは今、我々農林水産省はじめ関係省庁含めて、山村地域に対しての関連施策を取りまとめてございますので、ちょっと御紹介させていただきたいと思っております。

14ページを御覧ください。14ページは、食料・農業・農村基本計画の概要を記したものでございます。こちら令和2年の3月に閣議決定したものでございますが、その中に農村の振興に関する施策というのが位置づけられてございまして、下の枠にございまして、下に、「しごと」「くらし」「活力」という、この3つの箱で、特に、例えば「しごと」につきましては、地域資源を活用して所得と雇用機会を確保しよう。「くらし」につきましては、中山間地域等をはじめとする地域に人が住み続けられるような条件整備をしていこう、それから「活力」につきましては、農村を支える新たな動きや活力を創出していこうということで、これを地域政策の総合化ということで、関係府省との連携をして実施していこうというような形になってございます。

15ページですけれども、こちらはこの基本計画の趣旨も踏まえて、令和4年、今年の4月に新しい農村政策の方向性を取りまとめたということでございまして、こちらのほう見ていただきますと、4つの枠がありますが、「しごとづくり」、それから「くらし」、それから「土地利用」「活力づくり」ということで、4つの大きなくくりの中で、具体的な今後の方向性というのを記しているものでございます。例えば「しごとづくり」であれば、いろいろな地域資源を活用した農山漁村発イノベーションを推進していこう、「くらし」につきましては、多様な関係者が連携していろいろな活動ができるような農村型地域運営組織（農村RMO）を形成していこう、さらに「土地利用」につきましては、農地をしっかりと確保していくための地域ぐるみの話し合いを通じた、持続可能な土地利用を推進していこう、「活力づくり」につきましては、人材育成でありますとか、農的な関係人口を創出・拡大していこうと、そういった方向性を示したということでございます。

16ページ以降はその具体的な施策を御紹介させていただいているものでございます。

まず16ページから、「しごとづくりの施策」ということで、その1つ、代表例として、この山村活性化支援交付金というものがございます。この交付金でございますが、概要にありますように、山村地域の特色のある様々な地域資源を活用して、所得や雇用の増大を図る取組を支援しようということ、定額で年間上限1年当たり1,000万円、これを3年間まで支援ができるという、そういう措置でございます。事業内容としては、左側の下にありますように、ソフト活動、例えば、資源の調査でありますとか、商品開発、人材育成などを支援していくというものでございます。それから2つ目が商談会開催等事業ということで、商品開発でせっかくつくったものを売っていくため、例えばバイヤーとの商談会の取組を支援させていただいたり、それから今年度から新しくですけども、マーケティングのノウハウを学んでいただくということで、基礎講習をやったり、ワークショップをやったりということ、そういった事業も実施してございます。

右側にありますのは、この山村活性化支援交付金を活用した成果の事例でございますけれども、事例として、地域資源の例書いてありますように、本当に様々、野菜でありますとか、山菜、キノコ、それから地域の木材、間伐材、それからジビエ、さらに景観に至るまで、いろいろなものを活用した商品開発を進めていただいているということで、現在250の実施がされているというところでございます。

17ページでございます。こちらは中山間地域等直接支払制度ということでございます。「しごとづくり」、それから「くらし」、両方の観点から、中山間地域において農業生産条件の不利を補正することで、将来に向けて農業生産活動を維持するという活動を支援してございます。こちら平成12年からスタートしてございまして、5年を一まとまりとして、1期として実施しておりまして、令和2年度から、現在第5期というふうになってございます。事業内容につきましては、左側に記してございますように、集落の中で協定を結んでいただいて、そこで5年以上継続して農業をやっていただく、そういった農業者等に対しまして、その取組面積に応じて、一定の単価によって交付金を、面積当たり単価で交付金で支援するというものでございます。さらに左下にございますように、加算措置ということで、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、この単価の少し上乗せという形で所定額を加算しているということでございます。

右側がその成果・事例でございますけれども、やはり山村、中山間地域等を含めて、耕作放棄の発生防止を含む農用地の減少防止に貢献しているというような評価、さらに山村地域では、この中山間地域等直接支払制度を実施している市町村は全部で996市町村あ

りますが、そのうちの6割に当たる638市町村は、実は山村振興法の指定地域の市町村ということで、非常に活用をさせていただいているということでございます。

次、18ページ以降、今度は「くらしの施策」ということでございます。農村地域で集落機能がどんどん、やはり低下しているということで、この3つの丸がございますけれども、生産、それから資源管理、生活扶助、この3つの集落機能が、人口減少、高齢化とともに衰退していく、今危機に面しているということでございます。

そういった中で、この集落機能を補完する地域運営組織、RMOと呼んでおりますけれども、これが必要だというふうに考えているところでございまして、19ページのほう見ていただきますと、この地域運営組織ですが、非常に全国で数が増えているということでございます。左上のグラフを見ていただくように、2021年で6,000以上のRMOが、地域運営組織が形成されているわけなんですけれども、実は右のグラフにございまして、こちら総務省さんのほうに調査をしていただきましたが、農に関する活動というのは非常になされていないということです。メインは生活支援活動でありますとか、防災訓練だとか、広報紙の発行だとか、お祭りだとか、そういった、いわゆる自治活動というのがメインでございますが、やはり農村、水路の草刈りだとか、農地の保全だとか、そういった取組につきましては、この地域運営組織の中でなかなかまだ取り組まれていないというのが現状。

そこで20ページのほう見ていただきまして、この中山間地域の集落機能を維持しつつ、しかも農用地の保全、地域資源の活用、生活支援、これをしっかりやっていくということで、これを農村型の地域運営組織というものを形成して進めていこうということで、その考え方を示しているものでございます。下の図にございまして、集落協定だとか、農業法人など、農業者を母体とした組織、これは複数の集落を見ていただいて、これと、例えば今の自治会だとか、社会福祉協議会、多様な地域の関係者と連携をしていただいて協議会を設定して、そして農地の保全、地域資源の活用と生活支援という、この3つの取組をやっていただく必要があるだろうということで、各自そういった考え方で推進していくべきだという考え方でございます。

21ページが、これをしっかり具現化してサポートしようということで、令和4年度、今年度の予算から農村RMO形成推進事業ということで、「地域で支え合うむらづくりの推進」と題して、具体的な支援を開始させていただいているところでございます。支援につきましては、左の下にございまして、2つの柱でやってございまして、まずは農村

RMOのモデル形成支援ということで、地域をしっかりとサポートするという定額のソフトの交付金を交付してございます。それから、2番目が伴走支援体制ということで、地域だけに任せ切りにせずに、例えば県単位で伴走支援体制を構築していただいたり、中間支援組織を育成していただく、さらには全国プラットフォームの整備をやっていくというような、そういった情報もしっかり集めていくというような措置を今年度から開始したということでございます。

22ページは、この農村RMOの形成推進に向けましては、やはり山村振興も含めてですけれども、各府省がしっかりと連携をしないとできないということで、農水省だけではなくて、ここに書いてございます関係省庁の皆様と一緒に進めていこうということで、実際に関係府省の連絡会議なども開始をさせていただいております。最近では先般の9月5日に、農村RMO推進研究会というものの第1回、関係省庁の参加の上でさせていただきました。中身は現場のやはり具体的な、農村RMOの形成にまつわるいろいろな苦労話でありますとか、どういった過程でやってきたのかということ現場の実践者の方から御紹介をいただいて、それに対して意見交換をするということで、非常に活発な議論が行われております。ウェブ会議でございましたけれども、全国から約1,000名の方に聴講いただきまして、非常に有意義な会議になったんじゃないかなと。これはしっかりとまた続けていきたいと思っております。

23ページですけれども、農村RMOの1つの事例ということで、先駆者的な事例として高知県の三原村の集落活動センター、これを御紹介させていただきます。こちら三原村、人口が1,500人ということで、この1,500人全員がワンチームになって取り組んで、この農村RMOを形成しているということございまして、概要に記してございますように、農事組合法人等が中心になって、集落営農だとか、先ほど御紹介しました中山間地域等直接支払等の農地の保全活動に取り組んでいただいている。さらに、真ん中の枠にあります地域資源の活用ということで、商品開発とかブランド化、さらに生活支援ということで、地域の生活、伝統を守る取組を実施している。さらにすばらしいのが、この移住者を定着させるということで、都会からの方の交流会でありますとか、ここはユズが特産なのですけれども、ユズの農作業の研修などを開催して、さらに移住者のための住宅も提供してしまおうということで、その成果として、左下にございますように、最近5年間で25歳以上の世代、大卒後の働き盛りの世代が社会増になっているということで、通常の過疎地域ですとここは減少してしまうんですが、逆に増えているということ

で、非常に大きな成果を出しているという事例と考えてございます。

24ページが、今度はその農村RMOと非常に親和性の高い施策として、総務省さんの資料をちょっと拝借させていただいてございますが、特定地域づくり事業協同組合制度というものを御紹介してございます。こちら、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」という法律が令和2年の6月に施行されてございまして、これ狙いは何かといいますと、中山間地域、山村地域を含めて、年間を通じた仕事を生み出すのはなかなか難しい。ただ、いろいろな事業者さんがいらっしゃって、例えば農業者もいれば林業者もいる、それから商売をやっている方もいらっしゃる、これを組み合わせることで年間を通じた仕事を創出して、この事業者さんが組合員になる協同組合をつくっていただいて、そこで職員を雇用して、派遣、例えば都会の方を雇用して、それぞれの協同組合員である事業者のほうに派遣をしていくということで、そういったことで一定の給与水準、安定的な雇用確保をしていこうというようなものでございます。下にございますように、この協同組合の申請に基づいて組合を知事が認定をいたしますけれども、そうしますと、労働者派遣法に基づいて労働者派遣事業というのできるということで、これを届出でできるということが非常にメリットでございまして、さらに右にありますように、この組合の運営経費として、事業者さんからの利用料金の収入以外に市町村のほうからの助成がございましてということで、その助成の中に国からの交付金が4分の1、さらに特別交付税措置もあるということで、非常にそういったサポート体制のしっかりできているものでございます。

25ページが、実際、農村RMOと、この特定地域づくり事業協同組合が連携している具体的事例ということで御紹介してございますが、こちら安来市の事例でございましてけれども、安来市の全体でこの協同組合を作成いたしまして、そして、この中に農村RMOと星印がついていますが、この「えーひだカンパニー株式会社」というのが農村RMO的な活動をやっているところでございますけれども、そちらにも地域内外の若者が派遣されているという状況でございます。

26ページからが、今度「土地利用の施策」ということでございます。この令和4年の3月に、農山漁村活性化法の一部を改正する法律というのできてございます。こちら地方公共団体が作成いたします活性化計画の記載の中に、農地保全に関する事業というのを新たに位置づけて、そしてその取組が円滑に進むよう、特例措置等を設けているというものでございます。

27ページが、この取組を予算面で支援する措置といたしまして、最適土地利用対策というものを御紹介してございます。こちら令和4年度予算と書いてございますが、スタートしたのは令和3年度からでございます。少しずつ改正をしてございますが、お手元に1枚の紙をちょっとお配りさせていただいておりますけれども、イメージとしてはこういった、特に中山間地域において、条件の良い土地の回りの縁辺部でどうしても農地が荒れやすいということで、これを荒らすのではなくて、少し省力的で粗放的な利用をしていただくというような、そういった取組に対してソフトアンドハードで支援をしていこうというものでございます。さらに、どうしてもその保全が無理な場合には、計画的に植林をしていただくということで、そちらに対しても支援ができるというような措置をさせていただいているところでございます。

28ページが、こちら総務省さんの資料をお借りしてございますけれども、今度は人の観点でございまして、地域おこし協力隊でございます。地域おこし協力隊は、下の表にございますように、毎年非常に着実に伸びて、隊員数、それから取組団体数も増えてございます。令和8年度に1万人という目標を掲げて推進されているというところでございますが、その中で29ページを見ていただいて、これ島根県の事例でございますけれども、この地域おこし協力隊を活用して、さらに島根県の西部の市町村ですが、半農半Xということで、県外からUIターンをしてきた方々に県独自で支援をするという制度もつくってございまして、この4つの町を御紹介してございますけれども、それぞれしっかりテーマを決めて若者を呼び込むというようなことで、こちらやはり働き盛りの世代の社会増につながっているという事例でございます。

30ページが、今度は農村政策の中で非常に重要な鳥獣被害防止総合対策交付金でございまして、こちらはイノシシとか、熊とか、そういった鳥獣被害がなかなか減らないということで、鳥獣の捕獲、それから被害防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援しようということでやっているものでございまして、さらにその捕獲した個体はジビエとして有効活用するというようなことも支援をしているということでございます。右側には奈良県の五條市の事例もございまして、最近ではセンサーカメラを設置するなど、ICTなども活用して効率的に捕獲をしていこうというような取組も実施されているということでございます。

31ページでございますけれども、こちら令和元年に議員立法で棚田地域振興法というのが制定されてございます。これによって、多様な主体が参画した、地域で棚田を核とし

た地域振興の取組をやっていこうということで、これを関係府省が横断で総合的に支援する枠組みが構築されたということでございます。特徴としては、右側にありますように、棚田地域を指定するというのがございまして、この指定棚田地域というものが700地域、46県の700地域まで伸びてございまして、それから活動計画につきましても、176計画つくっていただいているということで、地域指定に関する特例措置として、真ん中にあります予算措置でございますけれども、農水省のほうでいろいろな優遇措置を設けてございます。例えば中山間地域等直接支払に関しましては加算措置があったり、それから中山間地農業ルネッサンス事業の地域として対象にもなり得るということ、さらに基盤整備や交流施設を整備するときに補助率のかさ上げの対象にもなるというような優遇措置を設けてございます。

32 ページが、その棚田地域振興法の効果を御紹介しているものでございますけれども、この右側のオレンジの枠にありますように、指定棚田地域の指定によって中山間直接支払の活動を開始したというような事例が、富山県の射水市の事例でございまして。さらに活動計画をつくったということで、これと歌山県の紀美野町というところで、多様な主体が参画した協議会をつくって、活動計画をつくって、耕作放棄地の再生だとか、交流に取り組んでいる事例でございまして。

駆け足ですが、ここまでは私のほうで説明させていただき、次は林野庁のほうから致します。

【川村森林利用課長】 林野庁、森林利用課長の川村でございます。森林・林業関連施策を御説明させていただきます。

34 ページを御覧ください。森林・林業基本計画、令和3年6月に閣議決定いたしまして、森林・林業施策の基本的な方針を定めてございます。右側にございますように、新しい計画では、森林・林業・木材産業によるグリーン成長ということで、森林を適正に管理した上で、林業・木材産業の持続的な成長を目指し、これをもって2050年のカーボンニュートラルにも貢献していくことを掲げてございます。施策といたしましては、5つの柱、箱枠でお示ししておりますけれども、まずは森林資源の適正な管理。山村地域、ほとんどが森林であり、ここをしっかりと手入れをして管理をしていくということが非常に重要でございまして、これによって多面的機能を発揮して、国土全体にも貢献していくということにしております。特に戦後造林した人工林が成長して、今まさに利用期に達してございます。それをしっかりと利用した上で、その後、再造林をする、この主伐をして再

造林をするという循環のシステムというのをしっかりつくっていくというのが重要になってきてございます。そのためには図のその下の「新しい林業」ということで、これまで何かと人力に頼っていたということで、コストが非常にかかっている、この部分を機械化、あるいはエリートツリーというような成長の良い品種の苗木を導入いたしまして、できるだけ低コストで、また、森林所有者に資金が残るような形でのコストダウンというようなことを目指してまいりたいと。また、その下の木材産業の国際競争力の強化ということで、林業を支えるのはやはり木材の需要ということで、木材がしっかりと利用されることが必要です。木材を加工・流通させるところにつきましては、外国産材と競争できるように、こちらもしっかりと成長産業化につなげていく。また、その下に、都市における第2の森林づくりということで掲げてございます。一般住宅は木造がほとんどなんですけれども、これが事務所、店舗など、少し規模の大きな建物になりますと、ほとんど木材が使われていないというところがございます。これを新しい技術を導入いたしまして、都市部での非住宅分野での木材利用を進めて、木材の需要を拡大していくということに取り組んでまいります。そして、一番下の新たな山村価値の創造ということで、これまで富田課長のほうからも御説明がありましたが、山村地域の振興ということで、森林の空間を活用した新たなサービスの創出により、仕事づくりのところにもつなげていく。また、昨今のコロナの関係で生活様式が非常に多様化してございます。田舎での仕事というものもいろいろ多様化しておりますので、こういった方々を関係人口の拡大に向けて、新たな森林サービス産業の取組の中で連携をしながら、拡大をしていきたいと考えてございます。

そしてその次の35ページ、これらの基本計画に基づきまして、主な施策、特に平成27年以降導入された主な施策というところを御紹介させていただきますけれども、森林経営管理制度、これは平成31年4月に運用を開始したものでございますが、森林経営管理法というものを新たに創設いたしまして、左の下の図を御覧いただきたいのですが、昨今、所有者さんが森林に関する関心が非常に低くなっているということで、そうした森林については適切な管理がなされていない恐れが高いということで、市町村が中心になって、まずは所有者の皆様にご意向を確認した上で、自ら管理をするかどうか、自ら管理が難しいということであれば、市町村が所有者さんから委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営者に市町村から再委託をする、また、経営に適さないような奥地の条件の悪い森林については市町村が自ら管理をして、将来的には間伐を繰り返して、針葉樹と広葉樹が交じった森林に誘導していくといった取組を進めてございます。こちら令和3年

度末までに、右側のグラフにございますように、9割を超える市町村で取組が始まってございます。意向調査が行われた面積も、3年間の累計で60万ヘクタールになってきておりまして、これからこの意向調査の結果に基づいて、市町村が適切な管理につなげていくという取組を今進めているところでございます。また、右下に取組事例ございますけれども、いろいろと取組が進められておりますが、市町村の体制のサポートというところが課題になっております。市町村が林業の職員、専門の職員が非常に少ないということで、県のサポート、国のサポートも含めて、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

次の36ページでございます。こちらが森林整備の一番メインとなる事業で、公共事業として森林整備事業というものを推進してございます。森林の間伐、また、主伐後の再造林、その後の下刈りといった保育等、こういったものを進めるための補助、また、インフラとしての林道の整備等について、補助をしてございます。右側のほうにございますように、先ほど富田課長のほうからも御説明ありました林道の整備については、山村振興法に基づいて県の代行事業というものも取組が進められておりまして、事例としては岐阜県の郡上市の事例として掲げておりますけれども、基本的には山村、振興山村の場合は国の補助が50%、都道府県が50%というような負担割合となっております。

そして、次の37ページでございます。先ほどの森林整備事業につきましては、所有者が自ら行うというところが基本になっておりますが、こちらの森林・山村多面的機能発揮対策につきましては、所有者がなかなか管理できないところを、地域の住民の皆さんが住民活動組織をつくって、里山の整備といったものに取り組むというものを支援してございます。こちらについては、地域の住民の方が参加して森林整備をしていくということに加えて、地域外の方を呼び込んで、休みの日にボランティア的に参加していただけるような、都市部の方も参画いただくような形で、取組を進めるようにしてございます。こちらのほうにつきましては、右側にございますように、全体の取組をしている市町村が452ございますが、そのうち275、約6割が振興山村というようなことで、活用が進められてございます。

そして次の38ページですけれど、こちら最近何かとお耳に入っているかもしれませんが、森林環境税及び森林環境譲与税の制度を創設してございます。こちら先ほどの森林経営管理制度と同時期の平成31年4月から、森林環境譲与税の譲与が始まってございます。左下の棒グラフを御覧いただきたいのですが、棒グラフの高さが森林環境譲与税

で、市町村、都道府県に配分される金額が、段階的に引き上げられていくという形になってございます。令和6年度から、その上の黒い矢印で掲げてございますように、森林環境税の徴収が令和6年度から年額1,000円という形で徴収が始まります。

現在、令和元年度と令和2年度の譲与税の活用実績を取りまとめております。譲与税の活用についてなかなか進んでいないというような報道が多数ございますが、これにつきましては、市町村においても制度の初動で、まずは森林所有者の意向を確認してから森林整備を行うということで、まずはあまりお金のかからない意向調査からはじめ、そして、今後、森林整備に取り組んでいく方針であること。また、市町村の体制が非常に脆弱であるということで、なかなか進まないといった御意見もございましたので、こういった市町村に対してはしっかりと国、県、都道府県で支援をしながら、譲与税の活用を進めてございます。徐々に取組は進んできておまして、右側のグラフにありますように、市町村数で見ますと、令和3年度の数字はまだ予定の予算ベースの状況でございますけれども、徐々に森林整備関係に取り組む市町村数も増えてきてございます。また、その下の基金への全額積立てといった市町村も徐々に減ってきているということで、譲与税の活用は段階的に進んできているものと考えてございます。

林野庁のほうからの御説明は以上でございます。

【佐藤ブロードバンド整備推進室長】 総務省でございます。

ちょっとページが飛びますけれども、42ページを御覧ください。こちらは携帯電話等エリア整備事業でございます。携帯電話等エリア整備事業は、山村地域などの地理的に条件不利な地域において、携帯電話等の基地局施設、5G基地局などの高度化施設を整備する場合に、補助金を交付しているところでございます。山村地域においては、令和3年度当初予算により、携帯電話基地局の整備に15件、約3.3億円を交付決定しております。令和5年度の概算要求では、補助対象者の拡充も含めまして、約2.8億円を要求することとしております。

続きまして、43ページでございます。こちらは高度無線環境整備推進事業となります。この事業は、同じく山村地域などの地理的に条件不利な地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による高速大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援しているものです。具体的には、無線局のエントランスまでの光ファイバーを整備する場合に、その整備費の一部を補助しているものです。山村地域におきましては、令和3年度当初予算では4件、約4.7億円を交付決定しております。令和5年度の概算要求では、

約70.6億円を要求しているところでございます。

総務省からは以上となります。

【栗原企画専門官】 国土交通省地方振興課、栗原と申します。後ろからではございますけれども、国交省関連施策について説明のほうさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

資料少し戻りまして、39ページのほう御確認いただきたいと思っておりますけれども、木材利用の促進のための建築基準の合理化というものでございます。建築基準法の改正でございます。少し背景を御説明しますと、2050年のカーボンニュートラルですとか、2030年の温室効果ガスの46%削減目標というものの実現に向けまして、特に建築物分野では削減目標が強化をされてございます。エネルギー消費の約3割を占める建築分野での省エネ対策を加速することと、また、木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進することということが位置づけられてございまして、これを踏まえて、今年6月に建築物省エネ法という法律と、建築基準法の改正が行われたというところでございます。建築物省エネ法は少し制度の適合基準とかの話になりますので、今日資料ではおつけしてございませぬけれども、木材利用に係る部分としまして、建築基準法の改正概要のほうおつけしてございますので、簡単に説明のほうさせていただきます。

まず中段、改正概要の防火規制のところでございますが、3,000平米超の大規模建築物の全体の木造化の促進というものが行われてございます。具体的に言いますと、大規模建築物ですと、これまでは木材を使えたんですけれども、それを不燃化しなきゃいけないということで、例えば回りを石膏ボードで覆ったりとか、そういう木の現しが使えなかったという状況がございまして、例えば太い柱にして、ある程度燃えても構造部分がもつのであれば、木の現しでもよいとか、そういった一部合理化をしているものでございます。また、右側の2つにありますけれども、大規模建築物における部分的な木造化の促進、低層部分の木造化の促進ということで、これまでは大規模建築物ですと、壁、柱、床など全てを例外なく一律の耐火性能というものを要求していたところでございますが、ニーズとしましては、建築物の一部を木造化したいというニーズが非常にあるというところございまして、防火上ほかと区画された範囲の木造化を可能にするといったものですか、あるいは高層部分と低層部分が、建築物上は1棟なんですけれども、別棟のように扱えるものにつきましては、その低層部分と高層部分に延焼を遮断する壁等を設けることで、低層部分を木造化してもよいよと。防火上別棟とみなしましょうといった、こういっ

た合理化というものを行ったものでございます。また、構造規制につきまして、下の青い部分でございますけれども、簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲を拡大ということで、これまで3階建ての木造建築物は、高さ13メートルで軒高9メートル以下というものにつきましては、簡単な計算で建ててよいということになっておったんですが、少々これ軒高9メートルで3階建てですので、1階建て、1階の高さが3メートル程度ということで、少し古い木造建築物を想定しておりますので、改正をしまして、高さ16メートル以下でも、3階建ての建築物の計算を簡単にしてよいといった合理化を行ったというものでございます。こういった基準を改正しまして、木材利用の促進というものを図っているところでございます。

次、40ページのほうを御確認ください。こちらは支援費制度でございます。サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）という事業になりますけれども、こちらモデル事業でございまして、先導的な取組を行うものについて審査、採択をしまして、一部事業費の支援を行うというものでございます。大きく2つに分かれてございまして、1つは先導的な設計ですとか、施工技術が導入されるような木造建築物をつくる場合に、その先導的な木造化に関する調査設計費の2分の1を支援する。また、建築工事費につきましても、木造化することでかかります費用の2分の1を支援するというものでございます。また、（2）でございしますが、こちら実験棟整備と書いてございますけれども、CLT等の新しい技術を使った木質建築物材料の開発ですとか、工法等の実験を行う場合に、その実験を行うための実験棟の建設工事費につきまして、上限3,000万円で定額補助というものをを行うという事業でございます。こちらモデル事業ということで支援を行っているところでございます。

少しページ飛びますけれども、地域ネットワーク関係施策としまして、44ページを御確認ください。こちらは地域公共交通計画作成についてというものでございます。こちら令和2年11月に改正をされました、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律という法律に基づきまして、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランとして、公共団体さんがつくられるような計画になります。公共団体と申しましたけれども、自治体ですとか、地域の交通事業者ですとか、利用者等で構成される協議会等を通じて作成されるというものでございまして、計画のポイントとしましては、まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保ですとか、地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、地域特性に応じた多様な交通サ

一ビスの組合せ、住民の協力を含む関係者の連携と、こういったことを位置づけていただくというものでございます。実際、今年の8月末の時点で全国で760件の計画のほうが出来上がって、各地域で取り組んでいただいているというところでございます。

資料2の束の中の概要につきましては以上でございますが、先ほど、冒頭木村局長からお話ありましたけれども、資料3のほうでお配りをしております国土形成計画（全体計画）の中間取りまとめについても、簡単ではございますが、説明のほうさせていただきたいと思っております。

国土形成計画につきましては、簡単に言いますと、今後10年間の国土づくりの指針となるものというものを示すものでございます。現行の国土形成計画というのが、平成27年に策定をされてございます。昨年9月に、国土審議会計画部会におきまして、新たな計画の検討に着手したところでございまして、この7月に中間取りまとめを行いましたので、その概要について説明をさせていただくものでございます。

まず一番上でございますが、国土の課題としまして、人口減少・少子高齢化への対応ですとか、巨大災害リスクへの対応、カーボンニュートラルの実現、東京一極集中の是正、地方の暮らしに不可欠な諸機能の確保、国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給、こういったことを課題として位置づけてございます。その後、従来の計画にはないものでございますが、今回の計画から、右上のほうに左向きの矢印で書いてございます、共通して取り入れるべき課題解決の原理といったものを新たに掲げているところでございます。1つ目が民の力を最大限発揮する官民共創、2つ目がデジタルの徹底活用、3つ目が生活者・事業者の利便の最適化、4つ目が分野の垣根を越えること、いわゆる横串の発想と、こういった理を掲げまして、これに基づきまして、重点的に取り組む分野というものを具体的に書いているといったものでございます。

重点分野につきましては、下の色がついている箱になりますけれども、1つ目が地域生活圏の実現でございます。地域生活圏というのは、行政と生活者・事業者が一緒になって、地域ごとの実情に応じ、独自に考えて行動して取り組むことで、将来にわたり暮らしに不可欠な諸機能の維持向上を図る新たな生活圏というものでございます。山村を含む中山間地域でも、一定規模以上の町が中核になりまして、周辺の農山村と一緒に地域生活圏を形成することで、デジタル田園都市国家構想等にも掲げてございます、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現といったものを図ってまいりたいと考えております。

重点分野の2つ目が、スーパー・メガリージョンの進化でございます。現行計画で示されましたスーパー・メガリージョンの考え方をさらに一歩進めまして、その魅力を再構築し、多様なニーズに応じ、あらゆる暮らし方と経済活動を可能にする、世界に例のない新たな大都市圏として世界に打ち出していくべきとしております。

重点分野の3つ目が、令和の産業再配置でございます。我が国の人口、産業というものは、主に太平洋ベルト地域に集約して集積しているという状況でございますけれども、今後、水素、燃料、アンモニア産業などの新たな成長分野への転換と、分散立地というものを進めまして、全国的な観点から、産業機能を補完し合える国土を構築しまして、例えば南海トラフ巨大地震ですとか、そういった巨大災害リスクの軽減と、カーボンニュートラルの同時達成を目指すとしているところでございます。

重点分野の4つ目、少し下のほうにグレーの色で囲まれているところでございますけれども、4つ目が新たな国土の適正な利用管理というところでございます。デジタルの徹底活用を促進しつつ、住民自らが話し合い、官のサポートで土地の利用・管理の方向性を示す市町村管理構想、地域管理構想と、その土台となる国土利用計画の一体的な策定を促進し、全国展開を図ることが可能であるとしているところでございます。

この中間取りまとめを踏まえまして、来年夏頃に新たな計画の閣議決定を目指しまして、今後も引き続き検討を進めていく予定でございます。

非常に簡単ではございますが、以上でございます。

【小田切分科会長】 それでは、御説明どうもありがとうございました。この間、制度も、政策も、そして現場実態も大幅に変わっております。そういう意味では、関連省庁から丁寧に御説明していただいたということになっております。といっても、かなりコンパクトに御説明いただきまして、場合によったら分からない点もあろうと思いますので、その点については御質問や御意見をいただきたいと思っております。

さて、それではここから自由討議ということになりますが、直後に濱田省司委員、濱田知事から資料の御提出をいただいておりますので、御説明いただきたいと思っておりますけれども、全体の進行ですが、こうさせていただいてよろしいでしょうか。それぞれの委員の発言の合間の時間がもったいないと思っておりますので、よろしければ濱田知事の御説明の後に、お手元に座席表があろうかと思っておりますが、佐藤委員、宮林委員、そして濱田委員という、そういう順番で全員から御発言いただくようにお願いしたいと思います。

さて、それでは濱田知事、資料も用意いただいております。山村振興地域を抱える現場

の自治体からの声として、ぜひ御説明をお願いいたします。

【濱田（省）特別委員】 ありがとうございます。それでは、資料をお配りさせていただいております。高知県の中山間地域の現状と対策と題した資料でございますが、この資料に沿いまして、高知県の取組状況について御説明をさせていただければと思います。

資料の中身に入ります前に、本日の議題が山村をめぐる状況ということでございます。高知県は森林面積率で84%、全国1位の森林県でございます。この振興山村地域も、34の市町村のうち28市町村が振興山村地域を持つという状況でございます。面積でも県土の74%がこの振興山村地域に入ることでございますけれども、本県ではこうした地域の振興施策につきまして、中山間地域という、少し山村振興地域よりも広い概念を使っております。この、振興山村以外にも、例えば過疎法の地域ですとか、地域振興立法の5法の対象地域ということで定義をしまして、この中山間地域という形で捉えまして、様々な対策を取ってきておりますので、そのベースで少し御説明をさせていただければと思います。

高知県の中山間地域の最近の1つエポックメイキングな時点といたしますのが、平成24年度、10年前でございました。この10年前の時点で中山間対策を強化いたしまして、ただいま三原村のケースを御紹介いただきましたけれども、集落活動センターという、いろいろなパターンがありますが、標準的には旧小学校区の単位での、言わば高知県版の小さな拠点と言えるようなものでございますけれども、集落活動センターの活動、それから飲料水や生活用品の確保対策、さらには鳥獣被害対策、こういったものを中心に様々な対策に取り組んでまいりまして、県庁のほうでも、私を本部長としまして、この中山間対策の本部を立ち上げまして、全庁的な体制で取組を進めてまいりました。その結果、この集落活動センターは県内全部で65か所が設立をされましたし、鳥獣の被害も、被害額で見ましてピーク時の3分の1まで減少ということで、いろいろな成果は出てきておりますけれども、依然として中山間地域の現状は厳しいものがございます。そういう認識の下で、この中山間対策を強化した平成24年度から10年という節目になりましたので、10年ぶりにこの集落の実態調査を行いまして、今までの取組の検証を行った上で、今後の対策の方向づけをしたというのが最近の動きでございます。その点について、以下御説明をさせていただければと思います。

資料の1ページをお願いいたします。昨年度実施いたしました高知県の集落実態調査、10年ぶりに実施をしたものでございます。前回の調査をやった上で、集落活

動センターのような施策を生み出したということがございまして、10年後というところで、言わば定点観測をするというような位置づけでございます。赤いところで書いてありますように、前回平成23年の調査からの経年変化を把握するということが、そして10年間の中山間対策の取組の検証をするという目的、さらには、これを踏まえた新しい中山間対策の方向性を考えていくと、こういうことを目的に調査を行いました。調査の内容は、そこに書いてありますように、中山間地域を中心としまして、おおむね50世帯未満の比較的小さな集落を対象に実施をしまして、1つには集落の代表者の聞き取り調査を1,451集落に対して行いました。私自身もこれに、一部でありますけれども、参加をして、地区長さんなどの代表者の方々から直接御意見をお聞きするというような機会も得ました。そして、右側にありますような住民アンケート調査、これも109集落を対象にしまして、住民の皆さんのアンケート調査もやったということでございます。

下のほうに調査結果の総括と書いてございますが、10年たちまして、経年変化といたしまして、地域活動への参加者が残念ながら減少をしていると。そして、これに伴いまして、将来の集落維持に不安を抱える集落が増えているということでございます。そして、日常生活の不便さ、基幹産業の衰退、担い手不足がボトルネックといったような状況が確認をできました一方で、多くの住民の皆さんは、やはり地域、集落に愛着をお持ちでして、住み慣れた地域でいろいろ生活の不便もある、産業の衰退もあるけれども、住み慣れた地域で暮らしていきたいと希望されている人は、依然として多数だということでございます。そしてデータ面での裏づけといたしましては、この中山間地域、あるいは過疎地域におきましては、県全体も人口減少・高齢化が進んでおりますが、それ以上のスピードで進んでいるということ。そして、県全体でも集落数の減少、あるいは小規模化が進んでいるというような傾向が確認できたということでございます。

具体的なデータが2ページ目でございますが、主なところだけ、上にございますところを御紹介しますと、左上に10年前と比べて地域活動への参加者が減ったという集落が約7割、後継者がいると答えた集落が、世話役なんかの後継者でございますが、10年前の63%から48.6%、1割強減っているというようなこと、そして、今後の集落活動の維持ができるかというところに関しての、維持できると答えたところも、やはり1割ぐらい減っているというような状況でございまして、状況としてはかなり厳しいということでありますけれども、真ん中の右側の6番のところにありますように、これからもその集落に住み続けたいですかという問いに関して、この答えは約7割、ほとんど変わらないとい

うことをごさいますて、こうした状況が明らかになったというところをごさいます。

続いて3ページ目をお願いいたします。こうした10年ぶりの調査も踏まえまして、今後の方向性として、県として位置づけをした部分をごさいます。左上に書いてありますような、中身はただいま申し上げましたような集落の実態調査の結果をごさいますて、これを食い止めるためということで、この下に書いてございすが、一人ひとりが暮らし続けられる生活環境づくりを進めるということ、そして地域に活力を生み出す取組、地元で働き続けることができる産業づくり、この3本柱の施策の体系で整備をしていこうということにいたしました。もとより、この柱1の「「くらし」を支える」という生活環境の面、それから柱の3の「「しごと」を生み出す～所得向上と雇用創出～」、これはかつてから車の両輪ということで進めてまいってございましたけれども、これらに共通する要素として、柱の2「「活力」を生む」というのを新たな柱として立てたというのが体系の整備の上での特色をごさいますて、具体的な活力創出の手だてといたしまして、先ほど来申しております集落活動センターの推進、そして、後ほど御説明いたしますが、小さな集落の活性化、そして人づくり、デジタル技術の活用、こういったところを暮らし、仕事づくり、両方に共通するような活力を生む施策として、新たに位置づけたということが特色となっております。

4ページ目を御覧いただきますと、この集落活動センター、高知県版の小さな拠点と言うべきものをごさいますて、左側に少しの絵のイメージもつけてございすが、平成24年度にスタートしました、集落間の連携によります小さな拠点づくりということでございまして、大体旧小学校単位のまとまりを基本といたしまして、これほど大きくない集落で取り組んでいるところもございすがけれども、大体旧小学校単位が地域としてのまとまりがございすがし、いろいろな地域活動も行ってきた歴史があるということでございまして、典型的なパターンは、残念ながら小学校が廃校になってしまったというようなときに、小学校の廃校跡をリニューアルしまして、改修などをしまして、集落活動センターとして物理的な拠点にするということで、生活環境の面、そして産業づくりと仕事をつくっていくという面での取組をしていると。これが全県下で、今65か所に及んでおります。これについての評価も、下にございすがように、住民の皆さんのアンケートによりますと、約6割の集落がこの集落活動センターの取組で地域がよくなった、活気が出た、元気が出たという評価がありますし、取組にも満足していると。満足度も高いということでございすが。

ただ、逆に申しますと、この65か所以外のところは、こうした形での小さな拠点の形成がまだできていないということでございますから、ここをできる限り県内くまなく、こうした集落活動センターの活動が及ぶようにしていきたいというふうに考えておりましたのが1つの方向性でありまして、そのための方法論としましては、1つはこの集落活動センター、まだ設立がされていない地域に新たに設立を目指していく地域がございます。県としては、向こう数年のうちにこの65か所を80か所まで持っていきたいというふうにして、いろいろな支援に取り組んでおりますのと、2番目のパターンとしましては、こうした既存の集落活動センターは、少し周辺の地域、集落にもこの活動の範囲を広げていくという形で、新たにカバーをしていくという方法もあるだろうと。そして3つ目が、この集落活動センターというのは産業づくり、特産品づくりなんかもやっていただくというのが典型的なイメージでありますので、そこまで行くのはなかなか荷が重いけれども、集落活動センターほど大きくない規模の集落でも、集落の活性化を図りたいというようなニーズもあるだろうということで、今年度から新たな施策として展開しているのが、右側の小さな集落の活性化の事業でございます。

いろいろな地域の、例えばお祭りでありますとか、そういったものを軸に、小さなぎやか集落をひとつ活動を組織化していこうということでございまして、こうした取組も、右側にありますように、8市町村71集落で開始をしたということでございます。こうした形をもちまして、この集落活動センター、先ほど申しましたように、多くのこのセンターでは、地域の特産品を言わば売り出していくということで、仕事づくり、稼いでいくというところまで、かなり意欲的に取り組んでいるセンターが多いわけでございますけれども、こういったところに至らない活動も含めて、地域の活性化をさらに進めていきたいということで今努力をしているところでございます。

こうした、やはり集落活動センターのような取組が、交流人口の増加、あるいは関係人口づくりというところにも非常に大きな役割を果たしているということでございます。農水省のほうでは、御説明いただきましたように、農村RMOの取組という形で、これはまさしく集落活動センターの目指すところと重なってくるというふうに考えておまして、そういった形でバックアップをいただいているのは大変ありがたいと思っておりますし、今後山村振興対策におきましても、高知県におきます集落活動センターのような地域運営組織を生かしていく、バックアップをしていくという施策を、ぜひ展開をお願いできればというのが私の希望でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

【小田切分科会長】 濱田委員、どうもありがとうございました。データに基づくリアルな実態と、革新的な施策を御説明いただきました。

それでは、先ほど申し上げましたように、今から時間は55分ぐらいまでですので、私を除いて人数で割ると、1人3分弱ということになります。3分厳守ということで、佐藤委員から御発言、場合によったら質問も含めてですが、お願いしてよろしいでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤特別委員】 聞こえますか。大丈夫ですか。

【小田切分科会長】 聞こえます。

【佐藤特別委員】 御説明ありがとうございました。私のほうから、感想を含め、今後必要になると日頃から考えていることをお話ししたいと思います。

まず、今日の御報告で、人口が2010年から山村がマイナス7%、とりわけ全部山村19%減ということと、それから、この間小学校が18%減で、全部山村では33%ということで、3校に1校が廃校になっているということに、すごくシビアな数字が出されたなと思いました。その上で、この全部山村、あるいは山村からの人口減というのが、どういう理由で、どういう人々が減少しているかというのをもう少しリアルに捉える必要があると感じました。特に私が歩いている実感としては、この間自然災害が全国各地で起こって、集落丸ごと無住化するということを九州でも幾つかありますので、そういった災害との関係など、この人口減の実態というのを捉える必要があるかと思います。

それと、国土形成計画で産業の再配置という、そういった話も出ているということですが、産業を再配置する上で、高知県も小学校区単位でという、そういった計画を立てられていると思いますが、本当に小学校を廃校にしていっていいのかということは、ぜひ分野横断的に議論すべきかと感じました。

それと2番目が、各省庁の分野横断ということを強調されたんですけども、私自身は、農林水産省内の農業政策と林業政策の連携というのも課題になるというふうに考えております。山村の場合は85%が林野率で、やはり農業だけの振興では難しいと思いますので、農林合わせて振興をどうするかというのを連携した形でやるべきだと考えます。例えば、今日発表がありましたけれども、資料の29枚目で、津和野町が農業政策、地域政策の中で、自伐型林業というのが非常に社会増に寄与しているということでしたが、林野庁の報告ではそういった評価ではなくて、山村多面的機能の取組ということで、同じ津和野町が紹介されました。同じ町村に目を向けるに当たっても、別の視角から捉えられてい

るんだなということを感じました。地域を維持するという観点で、農林業、特に使われな
い農地を林地化するというお話もありましたけれども、逆に畜産用飼料の輸入価格が非常
に高騰している中で、もう一度林野利用を畜産利用にするとか、そういった農林の有機的
な関係性というのを捉え直すというのも、今の時代必要だと考えております。ぜひ2点、
災害との関係、それから農林水産省内の農と林との関係の密接性ということから、山村振
興をもう一度考える必要があると考えております。

以上です。

【小田切分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは宮林委員、お願いいたします。

【宮林特別委員】 はい。多岐にわたりご説明ありがとうございました。私が見えてい
るのは、急速に山村が衰退して消滅していくという構造があります。そこで、今ご説明頂
いた多くの対策をしているのに、なぜ山村は衰退していくのかという、そこがポイントに
なってくるのではないかと。かつて農山村の位置づけというのは、都市があるから農山村は
食っていった。特にその関係論が非常に重要だったんですけども、そこが、例えば食料
の問題にしても、あるいはエネルギーの問題にしても、関係論が大分切れてきている。た
だ、今、食料生産の問題からいうと、佐藤さんがおっしゃっていましたが、森林と
農業の連携をもうちょっと考えていく必要があると思います。もともと山村は、農業と林
業そして畜産業などが相互に連携して営まれ地域が守られてきました。例えば竹の資源で
みますと、。竹って今、ほとんど放置され、邪魔者扱いされています。しかし、いろい
ろな文献とか報告を見ると、竹の機能というのは、農業資材や農家の屋根や壁材料として、
また、土壌改良材としてあるいはフード（たけのこ）についても、優良な資材として大変
な資源量を持っていましたけれども、現在は、ほとんど使われていない。それが林野庁の
調査によりますと、森林の中にどんどんはびこって 25%以上が竹林になっているものを
踏まえると、42万ヘクタール（林野庁報告書（2018））という膨大な面積があるとい
われています。これを、例えば竹チップや竹粉のような処理をして1つのプラントをつく
ると、地域の農業に対して土壌改良材、いわゆる竹ピートが作れるわけです。その竹ピー
トには畜産の糞尿や下水の汚泥などを混合して作りますので、畜産振興や地域の下水処理
との関わりが出てきます。ところが農業で使われているピートモスは9割方外国から入っ
てきます。それから肥料もほとんどが外国製品で賄われています。だったらそれを竹を使
用して国産に変えていく。つまり、林野資源を有効に使って国産に変えながら、農業にイ

ノベーションを起こして地域に新たな産業を興す。つまり地域に竹産業を起こすと同時に畜産業も再生していきます。さらに、竹は成長が早く、分解が難しいのでカーボンニュートラルにつながります。そういう山村の有用資源を総合的に活用する構造を創造するようなイノベーションを竹以外の未利用資源を含めて総合的に見直していく必要があるのではないかと。

その場合に必要なことは、山村の位置づけ、国民にとって山村をどうするんだ。例えば、源流再生ということで、小田切先生もメンバーに入っていられちゃいますが、源流を考えた場合に、源流の一番のポイントにある湧水点、つまり水源がめちゃくちゃ荒れているんです。昔は水が豊富に湧いていて、地域の人たちが丁寧に管理していたんですが、マンパワーがなく、今それができない。そして水が枯れちゃって、その場所が杉、ヒノキに変わって、枯れています。そうすると当然土砂崩壊などの災害のもとになるわけです。例えばそうした点をどう位置づけて、どう保全していくか。そのような中で、森林環境税が使われるとよいと思います。ただ、森林環境税の場合は、今のところ頭数で交付されていますが、森林面積に応じて交付されていないものですから、森林が多く、人口の少ない山村の市町村にとっては使い勝手が悪く、森林の整備まで持っていきたいけれども持っていけないという問題があるようですので、今後はその辺の見直しも少し踏まえていただいて、国民サイドからの全体の連携をどう取っていくのかをもう1回見直して、ご説明のあったいろいろな政策の中に、どのように位置づけていくかが問われていると思います。

そうするとポイントになるのは集落の見直しが必要になってくる、すなわち、山村の範囲という問題です。高知県知事の事例で集落の活性化センターがありましたが、知事も学校区とおっしゃってました。集落の中には既に厳しい現状があるので、少なくとも学校区ぐらいの単位で、資源と不動産資源（廃坑や公民館、神社仏閣あるいは空き家や空別荘など）も踏まえて、調整していくと、都市との関連や交流などで新たな再利用ができて、山村地域の活性化に貢献するのではないかと思います。

以上です。

【小田切分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは濱田健司委員、引き続き3分以内の御発言をお願いいたします。

【濱田（健）特別委員】 御質問が10個以上あって、それぞれにお聞きたいことがあるんですけども。この会合はこの後何回かあるのですか。特にはない？

では時間がないのでポイントのところだけ。実は今回この会合に、農水省、そして国交省、そして総務省がいるのは何故かと考えたときに、富田課長の資料の中で農村RMO、生活と生産と資源がある。この3つがポイントになると思いました。この辺すごく重要なキーだなと思いました。今、お二方の先生からご指摘があったんですけども、どうして山村がこんなに衰退していくのかということなのですが、これまでの施策を見ていくと、実は2つに大きく分かれているように思います。1つは少子高齢化して、そこに対する、対処するための施策があるということと、あともう一つですけども、僕はこれがこれからもっと大切になるかなと思っているんですが、少子高齢化で潰れていくところなどにおいて新しくその場で未来をつくる、そういった施策というものが重要になるのではないかと思うんです。

最近私、この春から熊本のほうに移住したのですが、結構、車で1時間行くとすぐに山村に入れるので、その現状を見てくると、実はかなり若者が入っているんです。一方で、若者が入っていない町もあるんです。これは結構行政サイドの受け入れ方であったり、地域住民の受け入れの状況であったり、あるいは制度の情報を知らなかったりということがあるんです。そして実際には、山村に来たいという人たちは恐らくもっといるはずなんです。だからそういう人々を受け入れていって、生活ができるようなものをつくっていたほうがいいんじゃないと思います。そう考えたときに大切なのは、僕は1つは教育かなと。特に高校がないと、高校を出たら多くの子供たちは出たままになるんです。出てしまうとその後は大学行って、地元に戻らないみたいなことがよくあるのです。ただ、熊本は不思議なことに、東京とか大阪の大学に行っても、多くの若者が戻りたいといって戻ってくるんですけども、そこは少し県民性みたいなものもあるんですが、やっぱり高校が重要かなと思います。

あともう一つ、今山村の中で、もちろん農業とか林業も大切なんですけれども、大切なのは、やっぱり中小企業、ここも今相当零細化していますよね。そこの方たち、要するに中小企業をやっている方が農地を持っていたりだとか、みんな横断的なわけです。だから農林水産とかだけではなくて、中小企業、それを支える経産省であるとか、そういうところも重要になって来るかなと思います。だからこれも活性化していく必要があると思います。

あともう一つは福祉の世界です。福祉・医療の部分。これが今、実は介護が物すごく深刻な状況なんです。現在、介護する側が65歳を超えてきているんです、特に山村では。

本当に、70歳の方が90歳の方のお世話するとか、物すごく大変な状況が起きている。ここをどうするんだというのがあるんです。あともう一つそれに伴って重要なのは、やっぱり医療で、最先端医療よりも慢性期の医療対策をどうしていくかということが重要です。

さらにあともう一つは足の問題。例えばどんどん生活インフラが消えていく対処をしなきゃならない中で重要となってくるのは、やっぱり医療機関へのアクセス、教育機関へのアクセス、福祉機関へのアクセス。そういうアクセスする、その機関・システムというか、交通的なもの、物流であり、あるいは人を運んでいくことなどが重要です。ここはやはり行政がやるべきことではないかと僕は思っています。

ですので、いろいろな、本当に生活支援、生産の部分、あと資源問題でいえば、やはりこれから食料だったり、エネルギー問題がもっときつくなると僕は実は思っていて、そのときに日本の山村って、これだけの農地、山があるんだったら、これをもっと有効活用して、そして逆に山村は大切なんだということで、もっとお金が出せるように、あるいは人が住めるような形に位置づけを、もっと日本の国を支えていく、そういう位置づけとしていただけないかなと思っています。

以上で終わりたいと思います。

【小田切分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは小谷委員、お願いいたします。

【小谷特別委員】 御説明ありがとうございます。山村というのは人々にとってどういう場で、どういう空間なのかなというのを改めて伺いながら感じました。山村の人口が2%になっているということは、逆に言うと98%の人がその場所を知らないということになりますので、知ってもらう教育ということが重要だと思いました。局長もおっしゃいましたけれども、デジタル田園都市構想という、もともとハウードの提唱した考え方ですが、やはりここには人間らしい生き方、暮らし方というものが山村には持っているということが重要だと思います。

資料の2ページに多面的機能というのがありましたけれども、これは農業でも森林でも同じようなものですが。改めてちょっとこう、多面的機能がやや大ざっぱなのかなというふうに感じています。これは農業でも常日頃感じていたんですけれども、つまりアフターコロナを受けて、人々が山村とか農山村に求めているものが増えていると思うんです。そういう価値観を、今の時代に即したものになっているかというのを、もう少し丁寧に整理

してもらえたらと思います。今本当にアウトドアとか、空前のキャンプブームで、山村にむしろ新しいマーケットはあるはずで、そういう新しい事業とか、求めている人々をマッチングするような仕組みが欲しいと思います。

教育的な、教育とか福祉の観点、また、外の人が見る山村という意味で観光、そして環境という観点で、改めてこの山村を活性化する。ポテンシャルは、実はとてもあるというふうに感じていますので、民の力という話がありましたけれども、もう少し外の力が山村に入っていけるような仕組みが欲しいと思います。農水省ではオーガニックビレッジを、100の拠点をつくるというような構想がありますけれども、山村も、例えばエコビレッジのように、環境省では地域循環共生圏というのがありますが、今回の資料では環境省との関わりというのがあんまり聞こえてこなかった気がしたんですけれども、環境的な視点も、脱炭素のような視点も併せて考えたら、山村が本来は魅力ある場所だということを改めて言いたいと思います。

そして最後に農業を取材している立場からは、最適土地利用の視点で、粗放的利用の1つに放牧というのがありました。自給飼料の重要性ということで、人間が少なくなっている以上、家畜で土地を耕すというような、そういう視点は非常に重要だと思いました。

以上です。

【小田切分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは沼尾委員、お願いいたします。

【沼尾委員】 沼尾でございます。御説明ありがとうございました。改めて今回山村振興法というものを読ませていただいたんですけれども、経済成長が著しかった時代に、源成長に資する産業の育成が難しい山村地域で、格差是正と国民経済発展が目指されて当初、山村振興法が制定されたわけですが、先ほど分科会長の話にもありましたとおり、今社会経済、あるいは地球環境がドラスティックに変わっていく中で、どういうふうに山村の価値や役割というものを捉え直すのか。こういった観点から、山村振興の在り方というものをもう一度捉え直すということが必要ではないかと思います。そのときに、今小谷委員のおっしゃられた山村の価値というところがとても大切ではないかなと思っています。

これからは恐らく水、エネルギー、食料というのは、言わばもう外交上も戦略物資になっていくと。それだけのポテンシャルのある、これだけの国土というものを持っていて、これをどのように生かしながら、生態系の保全を図りながら、経済循環を再構築していくのか、ということが大変重要だと思いますし、そういった観点からも、先ほどの林業と農

業の連携というお話もあったと思います。そのように山村が他の産業と連携をしながら稼ぐ力というものを得ていくような、そういった支援施策というものをどのように構築していくのかということが大切かなと思います。例えば離島振興ですと、国境離島というのは外交上の重要拠点ということが言われていて、重要な位置づけになっているわけですが、これから山村というのは、そういう意味でも非常に、水エネルギー、食料の基地として、ある種の戦略的な対応を図っていくことが大切ではないかなと思っています。

今日話を聞いていて非常に印象深かったことが、これまで産業振興ということを経験したときには、当然、物をつくるというところに力点が置かれていたわけですが、最近ですと、山村が持っている景観ですとか、そういった豊かな価値というものにも注目しつつ、観光ですとか、あるいは外部からの移住・定住、交流人材を入れるというようなところにも目配りが進んできているということを感じました。ですので、ぜひそういった観点からも、山村の多様な価値というものをきちんと評価できるような仕組みをどうつくっていくかが大切だと思っています。

先ほどからも教育という話が出ていますけれども、1つは小学校や中学校を小規模でも残していくという形も大切だと思いますし、そのときに、従来の基準とか規制をどこまで緩和した、山村型の学校だとか、山村型の学びというものを用意できるかということも大切と思っています。今日学びの形も多様化していて、例えばその廃校の跡地に、新たなシユタイナー教育とか、いわゆる不登校になってしまう子たちを、フリースクールではなくて1条校として入れていくといった形の学校が生まれていたり、あとはオンラインでの学びを入れた学校とか、多様性に対応した学びのスタイルがあって、そういう学びと山村という場がコラボレーションすることでの可能性もあるのかなと思います。ぜひこの国の国土の多様な形というものがある、その豊かさというものの一端を担うというところでの山村の振興の在り方ということに関して、今言ったダイバーシティーという観点から見直していくことが大切だと思います。

以上でございます。

【小田切分科会長】 ありがとうございました。

それでは玉沖委員、お願いいたします。

【玉沖特別委員】 ありがとうございます。

私は地域コンサルの会社を経営しております。私自身もプレーヤーとして、日々現地に入って実地サポートを担当しております。その現場に立つ身として、まさに今日、いろい

ろお聞かせいただいたことの中から、最近といいますか、ここ数年如実に感じている課題をお伝えさせていただければと思います。

まず、私は中山間地域や過疎地と呼ばれるところに、頻繁に訪問しています。先週は島根県の隠岐諸島、明日からは沖縄県北部というようなスケジュールです。そこで心の豊かさと経済の豊かさという考え方に基づいて、経済の豊かさの数値が低い地域に共通する課題を感じています。それは、山村活性化支援交付金などを活用されている地域で、この実績もすばらしいなと思っていつも拝見しているんですけども、この交付金の活用が何らかの理由でできない、例えば人が少な過ぎるとか、申請書を書ける人がいないとか、活用の一歩手前にいる地域の共通課題を最近感じております。それは、先ほど濱田知事からも御紹介いただきました小さな集落、まさにその言葉どおりなんですけれども、まだ人もいる、アイデアもある、地域資源もある、地域資源の収穫もできる状況にある。けれども、今一歩、いわゆる6次化が進まないということで、地域の経済、経済の活性化というとても大きい話になりますが、私はいつも地域で小銭稼ごうという表現を使っています。小銭を稼ぐことは、それが経済だけではなくて活力も生むので、この、農水省で推奨していただいている6次産業化は、非常に大事な活動だと思っております。ところが共通して、製造設備が足りない。これを先ほどの山村活性化支援交付金を活用して、入手して進めていくことができればいいんですけども、ちょっとそこには何らかの理由で至らない、そこまでこぎ着けられない地域が少なくありません。この製造設備がもうちょっと整えばいろいろいろなことが進むのになということをいつも残念に思っています。私たちも、いろいろな支援メニューを紹介したり、手伝ったりはしているんですが、なかなかちょっと、そこをクリアできる集落は少ない状況です。

そうするとどんなことが起こるかという、つくったものの、ロットが大き過ぎず小さ過ぎずで、見合う販路が見つけれません。消費期限が長いものがつくれません。そうすると、ビジネスチャンスをどんどん逃していくというような状況にあります。ここを何とか解決する方法がないか日々闘っているんですけども、現在は農水省で取り組んでおられるLFP、ローカルフードコミュニケーションの多様な関係者でチームをつくって取り組んでいこうとしています。関係者を、例えば島根県の事業だったら、島根県だけではなくて山陰、中国5県というふうに広げていって、多様な役者をそろえて、みんなで課題を解決していこうということに取り組んでいるんですが、なかなかちょっと役者もそろいづらい状況にあって、まだまだ地域の皆さんと一緒に挑戦をし続けているというような状況

にあります。

なので、私からは、山村活性化支援交付金が活用できる一歩手前の段階にある小さな集落、そこをどんなふう支援をしていくのかというところを、皆さんと一緒にこれから引き続き考えていきたいなと思っております。

以上です。

【小田切分科会長】 ありがとうございます。具体的な提起をいただきました。

それでは山本委員、お願いいたします。

【山本特別委員】 丁寧な御説明ありがとうございました。勉強になりました。

私のほうからは、私は最近、研究仲間と一緒にやっているのは家庭社会学、家族社会学ですか、この手法というのを初めて知りまして、それでライフコースという資格を得て、それで分析の資格を得たんですけども、これ何かというと、ここ200年内の人の人生をずっとたどっていくというやつであります。200年の人生と200年のその人が生きたもの、200掛ける200というとてもないマトリックスができるんですけども、これは何かというと、昔と一口に言いますが、昔とはいつかと。それを特定していく作業であります。もう少し具体的に言いますと、世代と言いますが、例えば単なる40代、50代ではなくて、いつ生きた40代だったのか、いつ生きた50代だったのか、これがとても重要な視点ということであります。例えば、今私の父が2年前に89で、昭和一桁生まれが亡くなりましたけれども、昭和一桁生まれの最後の9年生まれが、恐らく88歳ぐらいになった頃だと思えます。この昭和一桁生まれと言われる方々が、農山村社会に果たした役割というのは大変大きかったと思えます。いつも私たちが子供の頃には、危ないこともたくさんしましたけれども、地域社会に人がいました。外にいつも大人がいたと思えます。それがあちこちの農作業なり、何でもいいから、とにかく外の作業をしていた人がいたと思えます。この人たちが、この世代が農山村の作業、外の作業に関わらなくなって15年ぐらいたつんじゃないかと思えます。それぐらいから、獣害対策というのが本当に深刻になってきた時代だったろうと思っています。周りに目が配れなくなってきた段階ですよ。

今団塊の世代が、ちょうどもう後期高齢者に差しかかかっていて、私がいつもお付き合いのある、山村というよりも九州からちょっと、農山村みたいなところなんです。そこは旧小学校の同級生たちがいつもつるんでいて、その人たちが町おこしに関わってきたんです。ここの方々がだんだんもう後期高齢者に近づいてきていて、当たれなくなってきてい

ると。お祭りも非常に難しくなっていると、そういう時期であります。この団塊の世代というのは、いろいろなところに足跡を残していて、山村だとそういう村おこし、農村だともっと集落の活動、そして都市に行きますとボランティアになったりしている人たちであります。この人たちがどんどんそこから、もう活動からリタイアしつつあるという、非常に深刻な状況であります。したがって、旧小学校の同級生、そこで途切れてしまって、残しておいた小学校の次の世代というのはまた別の校区になってしまうので、そこにまた懐かしさを覚えることがない、ちょっと違うんですよね。世代を変えると。つまり、いつだったのか。その昔というのはいつだったのか、たどる作業を今やっているところでありませう。ここを特定していくというのは、それぞれの地域社会にとって非常に重要なことだろうと思っています。

その一方で、若者たちの閉塞感も深刻で、私大学に勤めておりますけれども、2年前の1年生というのはもう大変な状況にありました。つまり今の3年生です。それと1年違うだけで、つまりいつ何年生だったかによって、全然こう、時代の余波が違ってくる。時代の影響が違ってくるということでもあります。若者たちの閉塞感の一方で、山村というものを条件フリーの1面だけでは捉えていないという面白い側面があって、つまり、今生きているところのほうに閉塞感が激しいので、違うところにそれを求めるというような形であります。ここに展望を見いだせなくもないなということを考えています。つまり世代に注目、さらに言うと人に注目、つまり人に注目といったところです。

もう終わりますけれども、2点目にその若者の定住というところに新たな展開を考えると、遠隔システムだとか、先ほどもお話ありましたが、子供の教育をどうするか、それから遠隔システムをどうするか、これは非常に大きな課題となってきた、で、質問しようと思っていたんですが、43ページだったか、43ページだったか、総務省の報告にあったところなんですけれども、高度無線環境整備推進事業、これは、これとこの前にあったか、これか、携帯電話等エリア整備事業ですか。これちょっとパッと把握しただけで、全貌は分かっていないんですけれども、成果として、実績として、何かこれは小さいのか大きいのか、どういうふうに捉えておられるのかというものを教えていただきたい。令和3年度15件、2つの事業合わせて15件ということだったんですけれども。それから高度無線環境整備推進事業についても、何かこう、これは多いのか少ないのか。当初予算額に比べてみると圧倒的に少なく見えるんですけれども、ここをちょっと御指南いただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

【小田切分科会長】 どうもありがとうございました。もう時間が過ぎておりますので、濱田委員におかれましては、先ほどのプレゼンテーションで御意見の御発出ということでお許しいただきたいと思えます。委員、よろしいでしょうか。申し訳ございません。

それでは、委員各位からいろいろな意見が出ました。それぞれ各省庁で受け止めていただきたいと思えますが、私から1点だけ申し上げますと、それぞれの意見が、実は一体化とか、連携ということでまとめられるのではないかと思います。農業と林業の連携、都市と農村との連携、各省庁との連携とか、もっと言えば教育との連携、そして山村の価値の連携、さらに制度活用のための連携、そして世代間連携、それらのことが一挙に議論されたというふうに理解されております。そんな観点からも、関係省庁でお受け止めいただきたいと思えます。

それでは、もう時間になってしまいました。今回の議事の概要については、この会議が終了後、速やかに公表したいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に吉田審議官から御挨拶をお願いいたします。

【吉田審議官】 今日は皆さん、大変お忙しいところどうもありがとうございます。長時間御議論いただいてありがとうございますと言おうとしたんですけども、時間が限られておりましたので、御質問等あれば個別に聞いていただければ、適宜お答えできると思えますので、よろしく願いします。

先生方からいただいたいろいろな御意見、これから我々の施策にぜひ反映してまいりたいと思えますので、今後も御指導御鞭撻のほど、何とぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【小田切分科会長】 それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 本日の議事録につきましては、後日各委員に御確認をお願いしました上で公表させていただきますので、よろしく願いをしたいと存じます。

以上でございます。

【小田切分科会長】 ありがとうございました。

それでは、ちょうど時間となっております。十分な議論ができておりませんが、しかし、山村の実態、制度も変わっていると。そのことを共有できたかと思えます。

ということで、今回の第3回山村振興対策分科会を閉会したいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

— 了 —